

届出要領

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく届出をしてください。
各法令等の届出対象は、「特定建設作業一覧表」で確認してください。

1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

2. 届出期限

特定建設作業の開始の7日前まで(実質8日前まで)

(例)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)
	※届出日	7日							※作業開始日

※ 届出日は、届出日が休日の時はその前日とする。

※ 作業開始日は、作業開始日が休日の時はその翌日とする。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態になり次第速やかに届けること。

※ 提出期限をすぎた場合は、「遅延理由書」の提出が必要です。

3. 届出書の提出部数

特定建設作業の種類ごとに正本とその写し1通

ただし、作業の種類が複数にわたる場合は、作業の種類ごとに届出書(正本とその写し1通)を提出し、添付書類は作業の種類ごとに添付せずに共用してもよい。

4. 届出書類(※届出書のとじ方は例1を参照)

- (1) 特定建設作業実施届出書(記載例は例-2のとおり)
- (2) 工事工程表(建設工事の工程の概要と特定建設作業の工程の概要を明示したもの)
- (3) 工事現場及び付近見取図
- (4) その他参考資料(使用する機械の型式がわかるもの。カタログであれば、仕様欄のみ添付)

5. 注意事項

(1) 届出者の欄は、下表のとおり記入、押印のこと

①	個人の場合	本人の住所、本人の氏名、本人の印又は署名
②	法人の場合	本店の所在地、法人の名称、代表者氏名、代表者印又は署名
③	本店が遠隔地にあり、代理人が届出をする場合(委任状添付)	本店の所在地、法人の名称、代表者氏名 代理人 事務所の所在地、事務所長氏名、事務所長印又は署名 ※ 事務所:建設工事を統括管理する事務所
④	共同企業体の場合	共同企業体の名称 代表会社の所在地、代表会社の名称、代表者氏名、代表者印又は署名 ※ 代表会社の本店が遠隔地にある場合は、③の例に従う。

(2) 日曜日又は休日及び夜間に作業を行う場合は、理由書、道路占用許可書の写し、又は道路使用許可書の写し等を添付すること。